

食品安全委員会
食品健康影響評価技術研究委託要綱

平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定
平成26年3月27日最終改正

第1 総則

この要綱は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項第6号に規定する科学的研究の一環として食品安全委員会が行う食品健康影響評価技術研究（以下「研究」という。）の委託について定めるものとする。

第2 委託契約の締結

研究は、研究課題の決定後、分任支出負担行為担当官である食品安全委員会事務局長（以下「分任支出負担行為担当官」という。）と受託者との間で別添1又は別添2を用いて委託契約を締結することにより実施するものとする。

なお、受託者は、人事異動や組織改編等により、委託契約書の記載内容に変更が生じる場合、事前に分任支出負担行為担当官に届け出なければならない。

第3 委託の申入れ

分任支出負担行為担当官は、委託事項、委託金額等を明記した文書に、この要綱及び食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領（平成17年5月18日食品安全委員会決定）を添えて受託者に委託を申し入れるものとする。

第4 承諾の通知

受託者は、委託の申入れを承諾したときは、当該申入れを受けた日から起算して14日以内に、別記様式第1号の請書正副2部及び別記様式第2号の委託研究実施計画書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出するものとする。

第5 再委託

- 1 受託者は、あらかじめ分任支出負担行為担当官の承認を受けた場合には、当該研究の一部を第三者に再委託することができる。
- 2 受託者は、前項の規定に基づき第三者に再委託する場合、別添3又は別添4の再委託契約書の参考様式を用いて、委託契約の範囲内において、再委託先と再委託契約を締結しなければならない。

第6 委託研究実施計画書の変更承認

受託者は、第4の規定に基づき提出した委託研究実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第3号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

第7 研究委託費の配分の変更承認

受託者は、研究委託費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第4号の研究委託費配分変更承認申請書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用（設備備品費への流用を除く。）については、直接経費内の費目間における流用（例えば、旅費から

消耗品費へ流用する場合等)であって、流用する額が直接経費総額の20%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

第8 研究委託費の支払

研究委託費は、国の会計に関する法令に規定する所定の手続を経て、支払計画額の範囲内において、概算払をすることができるものとする。

第9 研究委託費の請求

受託者は、第8に規定する概算払を受けようとするときは、四半期ごとに別記様式第5号の研究委託費概算払請求書正副2部を分任支出負担行為担当官を経由して官署支出官内閣府大臣官房会計課長(以下「支出官」という。)に提出するものとする。

第10 研究委託費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正行為の禁止

受託者は、研究委託費の不正使用及び不正受給並びに研究上の不正行為をしてはならない。分任支出負担行為担当官は、受託者による研究委託費の不正使用又は不正受給若しくは研究上の不正行為を認めた場合には、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、適切な措置をとる。

第11 研究委託費の実績報告

- 1 受託者は、当該年度の10月10日までに、別記様式第6-1号の中間実績報告書(9月末日までの実績報告書)正副2部を、分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 2 受託者は、研究が終了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、別記様式第6-2号の実績報告書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。
- 3 受託者は、翌年度の6月30日までに、別記様式第6-3号の間接経費執行実績報告書を分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。

第12 研究委託費の精算

受託者は、研究の終了後速やかに、別記様式第7号の研究委託費精算払請求書正副2部に、別記様式第8号の研究委託費支出内訳書正副2部及び当該研究に要した経費の証拠書類の写しを添えて、分任支出負担行為担当官を経由して支出官に提出しなければならない。

第13 研究の中止等

- 1 受託者は、やむを得ない理由により研究を遂行することが困難になったときは、事務局長と協議した上で、速やかに、別記様式第9号の委託研究中止(廃止)申請

書正副2部を分任支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 受託者は、前項の規定により研究の中止又は廃止が承認されたときは、研究委託費の精算をしなければならない。

第14 実地調査、指導等

- 1 分任支出負担行為担当官は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託研究の実施状況及び結果並びに経理状況について報告書若しくは資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 2 受託者は、前項の調査等の結果に基づいて示された指導内容に従わなければならない。

第15 経費の区分経理

受託者は、研究委託費を他の経費と区分して経理しなければならない。

第16 収支簿等

受託者は、研究委託費の収支を明らかにする帳簿を備えるほか、受領書等経費の収支を証明する書類を整理し、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

第17 物品の管理

- 1 受託者は、研究を遂行するために必要な機器等で研究委託費により購入したものであって比較的長期の反復使用に耐えるもの（以下「購入物品」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了若しくは中止、又は委託契約が解除された後も、分任支出負担行為担当官から別途指示があるまで同様とする。
- 2 受託者は、購入物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。
- 3 受託者は、購入物品の明細について、分任支出負担行為担当官から別途指示がある場合を除き、第11の実績報告書に、別記様式第10号の購入物品明細表を添付して提出するものとする。
- 4 受託者は購入物品を亡失又はき損したときは、別記様式第11号の購入物品の亡失（き損）報告書を直ちに分任支出負担行為担当官に提出しなければならない。当該購入物品の亡失又はき損によって生じた損害の賠償は全て受託者の負担とする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- 5 受託者は、分任支出負担行為担当官の指示に従って、契約期間終了日までに、購入物品の所有権を分任支出負担行為担当官に移転するとともに、占有を移転し又は購入物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、購入物品の所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は受託者の負担とする。
- 6 受託者は、翌年度においても研究の委託を受けて購入物品を使用する場合は、当該物品の無償貸付について、分任支出負担行為担当官を経由して内閣総理大臣に申

請し、その承認を受けることができる。

- 7 委託を受けて研究を行った地方公共団体又は公益法人は、契約期間終了後に引き続き購入物品を当該研究に関連する研究に使用する場合は、分任支出負担行為担当官を経由して内閣総理大臣に申請し、その承認を受けることにより、当該物品の無償貸付を受けることができる。

第 18 研究の実施状況等の発表等

- 1 受託者は、研究の経過及び結果の全部若しくは一部を学会等で発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するときは、研究委託費の成果である旨を明記しなければならない。
- 2 受託者は、研究の完了後速やかに、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載するよう努めなければならない。それらを発表し、刊行し、又は掲載した場合は、別記様式第 6 - 2 号の 1 のエの各項目について、速やかに、分任支出負担行為担当官に届け出なければならない。

第 19 研究委託費の返還

分任支出負担行為担当官は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、研究委託費の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 研究委託費の不正使用及び不正受給の事実があった場合
- (2) 研究上の不正行為の事実があった場合
- (3) 研究の全部又は一部を廃止した場合
- (4) 研究の全部又は一部を遂行する見込みがなくなった場合
- (5) 第 6 から第 8 まで、第 10、第 11、第 14 又は第 15 の規定に違反した場合
- (6) 正当な理由がなく、第 14 に規定する実地調査等を拒み、妨げ、又は忌避した場合
- (7) 正当な理由がなく、研究を実施するに当たって分任支出負担行為担当官が行った指示に違反した場合
- (8) 研究委託費に残額が生じた場合

第 20 特許権等

受託者は、研究の成果の中に、委託契約書に記載されている特許権等又は特定特許権等が含まれるときは、次に掲げる必要な書類正副 2 部を事務局長に提出するものとする。

- (1) 確認書（別記様式第 12 号）
- (2) 特許権等出願通知書（別記様式第 13 号）
- (3) 特許権等通知書（別記様式第 14 号）
- (4) 著作物通知書（別記様式第 15 号）
- (5) 特定特許権等譲渡事前協議書（別記様式第 16 号）
- (6) 特定特許権等実施許諾事前協議書（別記様式第 17 号）

(7) 特定特許権等放棄事前協議書（別記様式第 18 号）

第 21 委託契約の解除等

分任支出負担行為担当官は、受託者が本要綱及び委託契約書の内容に違反した場合には、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

第 22 雑則

分任支出負担行為担当官及び受託者は、委託契約の内容について疑義のあるときは、その都度両者により協議した上で決定するものとする。

2 乙は、委託研究が終了した日（委託研究を中止し、又は廃止したときを含む。）から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、別記様式第6-2号の委託研究実績報告書正副2部を甲に提出しなければならない。

（検査）

第7条 甲は、前条に規定する委託研究実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託研究が契約内容に適合するものかどうか検査を行い、乙に対して通知するものとする。

（研究委託費の額の確定）

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究がこの契約の内容に適合すると認めるときは、研究委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の研究委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する研究委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

（研究委託費の支払）

第9条 官署支出官内閣府大臣官房会計課長 ○○ ○○（以下「甲Ⅱ」という。）は、前条の規定により研究委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲Ⅱは、これを適当と認めるときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、四半期ごとに別記様式第5号の概算払請求書正副2部を甲Ⅱに提出するものとする。

（過払金の返還）

第10条 乙は、既に支払を受けた研究委託費が、第8条第1項の研究委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託研究の中止等）

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、別記様式第9号の委託研究中止（廃止）申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、委託契約を解除し、又は委託契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

（委託研究実施計画書又は研究委託費の配分の変更承認）

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、別記様式第3号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部又は、別記様式第4号の研究委託費配分変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用（設備備品費への流用を除く。）については、直接経費内の費目間における流用（例えば、旅費から消耗品費へ流用する場合等）であって、流用する額が直接経費総額の20%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

（委託契約の解除等）

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支

払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(産業財産権の侵害の禁止)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害を請求することができる。

(特許権等)

第15条 甲は、この委託研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等)

第16条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ別記様式第12号による確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙が履行していないと認める場合には、乙は、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙が前項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあっては、甲への名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあっては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(特定特許権等の報告)

第17条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、別記様式第13号の特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、別記様式第14号の特許権等通知書又は別記様式第15号の著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第18条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、別記様式第16号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第20条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第19条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、別記様式第17号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第16条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第20条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、別記様式第18号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第21条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあつては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(帳簿等)

第22条 乙は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(物品の管理)

第23条 乙は、委託研究を遂行するために必要な機器等で、研究委託費により購入したものであつて比較的長期の反復使用に耐えるもの（以下「購入物品」という。）を、乙の備品規程等に基づき台帳により管理する等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

2 乙は、購入物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。

委託研究の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託研究をより効果的に遂行するため、委託研究の一部の試験、研究、調査を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(再委託の範囲)

第2条 再委託は、委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託研究の内容の範囲を超えてはならない。

(報告書)

第3条 乙は、契約書第6条に定める委託研究実績報告書を委託研究の履行期限までに再委託先に提出させなければならない。

(再委託計画の変更)

第4条 乙は、委託研究実施計画書の7の再委託計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託研究実施計画変更承認申請書又は委託研究費配分変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(特許権等)

第5条 契約書第15条から第21条までの規定は、再委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が再委託先と協議の上、別途定めることができる。

(物品の管理)

第6条 契約書第23条の規定は、再委託により取得される物品について準用する。

委 託 契 約 書

分任支出負担行為担当官内閣府食品安全委員会事務局長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○ ○○（以下「乙」という。）との間に下記条項により平成○年度食品健康影響評価技術研究「○○○○○○○○○○○○○○」(以下「委託研究」という。)の委託契約を締結する。

記

(実施する委託研究)

第 1 条 甲は、次の委託研究を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

(1) 委託研究名

平成○年度食品健康影響評価技術研究「○○○○○○○○○○○○○○」(主任研究者:○○ ○○)

(2) 委託研究の内容及び経費

別添委託研究実施計画書のとおり

(3) 履行期限

平成○年○月○日

(契約保証金)

第 2 条 会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

(委託研究の遂行)

第 3 条 乙は、委託研究を食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱(平成 17 年 5 月 18 日食品安全委員会事務局長決定。以下「委託要綱」という。)及び別添の委託研究実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

(研究委託費の限度額)

第 4 条 甲は、委託研究に要する費用(以下「研究委託費」という。)として、金○○○○○○○円(うち消費税及び地方消費税に相当する額○○○○○○○円)を超えない範囲の額を乙に支払うものとする。

2 乙は、研究委託費を別添の委託研究実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

(再委託)

第 5 条 乙は、この委託研究の達成のため、委託研究の一部を第三者に委託する必要があるときは、別紙「委託研究の再委託に関する特約条項」に従って行うものとする。

(実績報告)

第 6 条 乙は、当該年度の 10 月 10 日までに、別記様式第 6-1 号の委託研究中間実績報告書

(9月末日までの実績報告書) 正副2部を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託研究が終了した日(委託研究を中止し、又は廃止したときを含む。)から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに、別記様式第6-2号による委託研究実績報告書正副2部を甲に提出しなければならない。

(検査)

第7条 甲は、前条に規定する委託研究実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託研究が契約内容に適合するものかどうか検査を行い、乙に対して通知するものとする。

(研究委託費の額の確定)

第8条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究がこの契約の内容に適合すると認めるときは、研究委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の研究委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する研究委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(研究委託費の支払)

第9条 官署支出官内閣府大臣官房会計課長 ○○ ○○(以下「甲Ⅱ」という。)は、前条の規定により研究委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲Ⅱは、これを適当と認めるときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、四半期ごとに別記様式第5号の概算払請求書正副2部を甲Ⅱに提出するものとする。

(過払金の返還)

第10条 乙は、既に支払を受けた研究委託費が、第8条第1項の研究委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第11条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、別記様式第9号の委託研究中止(廃止)申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、委託契約を解除し、又は委託契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(委託研究実施計画書又は研究委託費の配分の変更承認)

第12条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、別記様式第3号による委託研究実施計画変更承認申請書正副2部又は、別記様式第4号の研究委託配分変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用(設備備品費への流用を除く。)については、直接経費内の費目間における流用(例えば、旅費から消耗品費へ流用する場合等)であって、流用する額が直接経費総額の20%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

(委託契約の解除等)

第13条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(産業財産権の侵害の禁止)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害を請求することができる。

(特許権等)

第15条 甲は、この委託研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等)

第16条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ別記様式第12号の確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙が履行していないと認める場合には、乙は、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙が前項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等を無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあつては、甲への名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあつては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(特定特許権等の報告)

第17条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、別記様式第13号の特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、別記様式第14号の特許権等通知書又は別記様式第15号の著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第18条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、別記様式第16号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第20条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第19条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、別記様式第17号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第16条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第20条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、別記様式第18号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第21条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあつては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(事務委任)

第22条 乙は、経理事務を所属機関の長に委任し、当該機関の経理担当者等に事務を行わせる。

(帳簿等)

第23条 乙は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(物品管理)

第24条 乙は、委託研究を遂行するために必要な機器等で、研究委託費により購入したもので

あって比較的長期の反復使用に耐えるもの（以下「購入物品」という。）を、乙が所属する機関の備品規定等に基づき台帳により管理する等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

2 乙は、購入物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。

3 乙は、購入物品の明細について、甲から別途指示がある場合を除き、第6条の実績報告書に、別記様式第10号の購入物品明細表を添付して提出するものとする。

4 乙が購入物品を亡失又はき損したときは、別記様式第11号の購入物品の亡失（き損）報告書を直ちに甲に報告しなければならない。また、それによって生じた損害の賠償は全て乙の負担となる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

5 乙は、甲の指示に従って、契約期間終了日までに、購入物品の所有権を移転するとともに占有を移転し又は購入物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

乙は、翌年度においても研究の委託を受けて購入物品を使用する場合は、当該物品の無償貸付について甲を経由して内閣総理大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

（委託研究の調査）

第25条 甲は、必要があると認めるときは、委託研究の実施状況、研究委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、指導できるものとする。

2 乙は、前項の指導に従わなければならない。

（秘密の保持）

第26条 乙又は乙から再委託を受けた第三者は、委託研究によって知り得た秘密の文章、図画、物件及び知識を他に漏らしてはならない。

（委託研究の結果の発表等）

第27条 乙は、委託研究の経過及び結果の全部又は一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、委託研究の成果である旨を明記しなければならない。

2 乙は、委託研究の実施中又は完了後5年以内に、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その旨を速やかに甲に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第28条 前各条のほか、この委託契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

委託者（甲） 東京都港区赤坂5-2-20
分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長

〇〇 〇〇

受託者（乙） 東京都〇〇区〇〇 〇-〇-〇
国立〇〇〇〇〇〇研究所
〇〇 〇〇

委託研究の再委託に関する特約条項

(目的)

第1条 本特約条項は、乙が委託研究をより効果的に遂行するため、委託研究の一部の試験、研究、調査を再委託する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

(再委託の範囲)

第2条 再委託は、委託契約書（以下「契約書」という。）第1条第2号に定める委託研究の内容の範囲を超えてはならない。

(報告書)

第3条 乙は、契約書第6条に定める委託研究実績報告書を委託研究の履行期限までに再委託先に提出させなければならない。

(再委託計画の変更)

第4条 乙は、委託研究実施計画書の7の再委託計画を変更しようとするときは、契約書第12条に定める委託研究実施計画変更承認申請書又は委託研究費配分変更承認申請書によりあらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(特許権等)

第5条 契約書第15条から第21条までの規定は、再委託の結果生じた特許権等について準用する。ただし、特許権等の持分については、乙が再委託先と協議の上、別途定めることができる。

(物品の管理)

第6条 契約書第24条の規定は、再委託により取得される物品について準用する。

(研究委託費の額の確定)

第7条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究がこの契約の内容に適合すると認めるときは、研究委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の研究委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する研究委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(研究委託費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により研究委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受理した日から○日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲は、これを適当と認めるときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、四半期ごとに様式〇〇号の概算払請求書正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた研究委託費が、第7条第1項の研究委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、様式〇〇号の委託研究中止（廃止）申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、委託契約を解除し、又は委託契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(委託研究実施計画書又は、研究委託費の配分の変更承認)

第11条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、別記様式第○号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部又は、別記様式第4号の研究委託費配分変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用（設備備品費への流用を除く。）については、直接経費内の費目間における流用（例えば、旅費から消耗品費へ流用する場合等）であって、流用する額が直接経費総額の20%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

(委託契約の解除等)

第12条 甲は、乙がこの契約及び委託要綱に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(産業財産権の侵害の禁止)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してその損害を請求することができる。

(特許権等)

第14条 甲は、この委託研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等)

第15条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ様式〇〇号による確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあつてはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙が履行していないと認める場合には、乙は、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙が前項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあつては、甲へ名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあつては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(特定特許権等の報告)

第16条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、様式〇〇号の特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、様式〇〇号の特許権等通知書又は様式〇〇号の著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第17条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、様式〇〇号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第19条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第18条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、様式〇〇号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第15条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第19条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、様式〇〇号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第20条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあっては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(帳簿等)

第21条 乙は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(物品の管理)

第22条 乙は、委託研究を遂行するために必要な機器等で、研究委託費により購入したものであって比較的長期の反復使用に耐えるもの（以下「購入物品」という。）を、乙の備品規程等に基づき台帳により管理する等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

2 乙は、購入物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。

3 乙は、購入物品の明細について、甲から別に指示がある場合を除き、第6条の実績報告書に、様式〇〇号の購入物品明細表を添付して提出するものとする。

4 乙が購入物品を亡失又はき損したときは、様式〇〇号の購入物品の亡失（き損）報告書を直ちに甲に報告しなければならない。また、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担となる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

5 乙は、甲の指示に従って、契約期間終了日までに、購入物品の所有権を移転するとともに占有を移転し又は購入物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

(委託研究の調査)

第23条甲は、必要があると認めるときは、委託研究の実施状況、研究委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、指導できるものとする。

2 乙は、前項の指導に従わなければならない。

(秘密の保持)

第24条 乙は、委託研究によって知り得た秘密の文章、図画、物件及び知識を他に漏らしてはならない。

(委託研究の結果の発表等)

第25条 乙は、委託研究の経過及び結果の全部又は一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、委託研究の成果である旨を明記しなければならない。

2 乙は、委託研究の実施中又は完了後速やかに、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その旨を速やかに甲に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第26条 前各条のほか、この委託契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

委託者（甲） ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

受託者（乙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

委 託 契 約 書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間に下記条項により平成〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」（以下「委託研究」という。）の委託契約を締結する。

記

（実施する委託研究）

第1条 甲は、次の委託研究を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）委託研究名

平成〇年度食品健康影響評価技術研究「〇〇〇〇〇〇〇〇〇（〇〇〇〇〇〇〇〇）」

（研究者：〇〇〇〇）

（2）委託研究の内容及び経費

別添委託研究実施計画書のとおり

（3）履行期限

平成〇年〇月〇日

（契約保証金）

第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（委託研究の遂行）

第3条 乙は、委託研究を食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定。以下「委託要綱」という。）及び別添の委託研究実施計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

（研究委託費の限度額）

第4条 甲は、委託研究に要する費用（以下「研究委託費」という。）として、金〇〇〇〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税に相当する額〇〇〇円）を超えない範囲の額を乙に支払うものとする。

2 乙は、研究委託費を別添の委託研究実施計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該委託研究実施計画書が変更されたときも同様とする。

（実績報告）

第5条 乙は、履行期限までに、委託研究の成果を記載した、様式〇〇号の委託研究実績報告書正副2部を甲に提出しなければならない。

（検査）

第6条 甲は、前条に規定する委託研究実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該委託

研究が契約内容に適合するものかどうか検査を行い、乙に対して通知するものとする。

(研究委託費の額の確定)

第7条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託研究がこの契約の内容に適合すると認めるときは、研究委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の研究委託費の確定額は、委託研究に要した経費の実支出額と第4条第1項に規定する研究委託費の限度額とのいずれか低い額とする。

(研究委託費の支払)

第8条 甲は、前条の規定により研究委託費の額が確定した後、乙からの適法な請求書を受領した日から○日以内にその支払を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙が委託研究の完了前に必要な経費を受けようとするときは、概算払を請求することができ、甲は、これを適当と認めるときは、これを支払うことができる。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、四半期ごとに様式〇〇号の概算払請求書正副2部を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた研究委託費が、第7条第1項の研究委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託研究の中止等)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により委託研究の遂行が困難となったときは、様式〇〇号の委託研究中止（廃止）申請書正副2部を甲に提出し、甲乙協議の上、委託契約を解除し、又は委託契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により委託契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(委託研究実施計画書又は研究委託費の配分の変更承認)

第11条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託研究実施計画書に記載された委託研究の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、様式〇〇号の委託研究実施計画変更承認申請書正副2部又は、別記様式第4号の研究委託配分変更承認申請書正副2部を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、直接経費の流用（設備備品費への流用を除く。）については、直接経費内の費目間における流用（例えば、旅費から消耗品費へ流用する場合等）であって、流用する額が直接経費総額の20%以内の場合には、当該承認を受ける必要はない。

(委託契約の解除等)

第12条 甲は、乙がこの契約及び委託要綱に違反した場合は、委託契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(産業財産権の侵害の禁止)

第13条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する産業財産権又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が前項の措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合には、甲は、乙に対してそ

の損害を請求することができる。

(特許権等)

第14条 甲は、この委託研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権

(特定特許権等)

第15条 前条の規定にかかわらず、乙があらかじめ様式〇〇号の確認書を甲に提出した場合には、同条各号に掲げる特許権等（著作権にあってはプログラムの著作物及びデータベースの著作物に限る。以下「特定特許権等」という。）については、甲は、その特定特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、甲が、次の各号に掲げる事項について、乙が履行していないと認める場合には、乙は、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1) この委託研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2) 甲が公共の利益のため特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特定特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3) 当該特定特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。

2 乙が前項の確認書を提出したにもかかわらず、同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合には、当該特定特許権等は無償で甲に譲り渡さなければならない。その際、特許権等を出願している場合にあっては、甲への名義変更を行い、特許権等を取得している場合にあっては、甲へ特許権等を移転するものとする。なお、名義変更等により発生する費用は乙が負担する。

(特定特許権等の報告)

第16条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等の出願又は申請を行った場合には、様式〇〇号の特許権等出願通知書により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には、様式〇〇号の特許権等通知書又は様式〇〇号の著作物通知書により、それぞれ遅滞なく甲に報告しなければならない。

(特定特許権等の譲渡)

第17条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を甲以外の第三者に譲渡する場合には、当該譲渡を行う前に、様式〇〇号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、前二条、次条及び第19条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の実施許諾)

第18条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等について、甲以外の第三者に実施許諾する場合には、様式〇〇号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、第15

条に規定する甲に対する義務を当該第三者に約させなければならない。

(特定特許権等の放棄)

第19条 乙は、この委託研究に係る特定特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、様式〇〇号の事前協議書を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。また、甲又は甲が認める第三者が求める場合には、無償で当該特定特許権等をその者に譲り渡すものとする。

(優先的利用の許諾)

第20条 甲が乙から承継した特許権等を、乙が優先的に利用しようとするとき又は乙の指定する第三者に優先的に利用させようとするときは、乙は、甲乙協議の上締結する優先的利用の許諾に関する契約書に基づき、甲の許諾を受けなければならない。

2 優先的利用の許諾の期間は、優先的利用の許諾に関する契約の締結の日から5年を超えないものとする。ただし、特許権等の利用に当たって法令の規定等により官公署の許可を必要とする場合又は当該特許等の利用による商品化等に長期間の日数を要する場合であって、許諾期間の延長が必要であると認めるときは、甲は、当該許可に要した期間に相当する期間又は当該商品化等に要する期間について2年間（特に必要と認められる場合にあつては5年間）を限度として延長することができる。

3 甲は、次に掲げる場合には当該許諾期間を短縮し、又は当該許諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 乙が正当な理由なく1年以上当該特許権等を利用しないとき。
- (2) 当該特許権等の利用に係る当初の目的から明らかに逸脱したとき。
- (3) 食品安全行政の観点から当該許諾期間の短縮又は取消しが必要となったとき。

(事務委任)

第21条 乙は、経理事務を所属機関の長に委任し、当該機関の経理担当者等に事務を行わせる。

(帳簿等)

第22条 乙は、委託研究に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、研究終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(物品の管理)

第23条 乙は、委託研究を遂行するために必要な機器等で、研究委託費により購入したものであつて比較的長期の反復使用に耐えるもの（以下「購入物品」という。）を、乙が所属する機関の備品規程等に基づき台帳により管理する等、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。また、委託研究の完了若しくは中止、又は本契約が解除された後も、甲から別途指示があるまで同様とする。

2 乙は、購入物品に、研究委託費により取得した旨の標示をするものとする。

3 乙は、購入物品の明細について、甲から別に指示がある場合を除き、第5条の実績報告書に様式〇〇号の購入物品明細表を添付して提出するものとする。

4 乙が、購入物品を亡失又はき損したときは、様式〇〇号の購入物品の亡失（き損）報告書を直ちに甲に報告しなければならない。また、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担と

なる。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

5 乙は、甲の指示に従って、契約期間終了日までに、購入物品の所有権を移転するとともに占有を移転し又は購入物品の廃棄等の処分をしなければならない。なお、所有権の移転に伴う返還、廃棄等の処分に要する費用は乙の負担とする。

(委託研究の調査)

第24条 甲は、必要があると認めたときは、委託研究の実施状況、研究委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査し、指導できるものとする。

2 乙は、前項の指導に従わなければならない。

(秘密の保持)

第25条 乙は、委託研究によって知り得た秘密の文章、図画、物件及び知識を他に漏らしてはならない。

(委託研究の結果の発表等)

第26条 乙は、委託研究の経過及び結果の全部又は一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載する場合には、委託研究の成果である旨を明記しなければならない。

2 乙は、委託研究の実施中又は完了後速やかに、その結果又は経過の全部若しくは一部を発表し、刊行し、又は雑誌等に掲載した場合には、その旨を速やかに甲に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第27条 前各条のほか、この委託契約に定めのない事項及び疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

委託者（甲） ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

受託者（乙） ○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

印

請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により委託の申入れのあった食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」については、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究委託要綱（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）の定めるところにより、お請けします。

別記様式第2号（第4関係）

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
委託研究実施計画書

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

- 1 研究内容
研究方針（研究目標）及び研究内容
- 2 研究実施期間
平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 担当主任研究者 （氏名）

4 収支予算

収入の部

項 目	予算額（円）	備考（積算内訳）
国庫委託費 （※）		うち消費税及び地方消費税の額 円
計		

※ 万が一、無利息口座の開設が不可能な場合には、発生する預金利息についても記載すること。

支出の部

（主任研究者分）

項 目	金額（円）	備考
直接経費		
物品費		
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金		
・人件費		
・謝金		
旅費		
・旅費		
その他		
・外注費		

・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他（諸経費）		
・消費税相当額		
間接経費		直接経費総額の30%以内
再委託費		再委託〇件
合計		

（分担研究者分）※分担研究者ごとに記入。

項目	金額（円）	備考
直接経費		
物品費		
・設備備品費		
・消耗品費		
人件費・謝金		
・人件費		
・謝金		
旅費		
・旅費		
その他		
・外注費		
・印刷製本費		
・会議費		
・通信運搬費		
・光熱水料		
・その他（諸経費）		
・消費税相当額		
間接経費		直接経費総額の30%以内
合計		

（注）備考欄には、各区分の欄の経費について算出根拠を記入し、必要に応じて

説明を付すこと。

5 物品購入計画（物品の購入計画がある場合）

品 名	規 格	員 数	購 入 予 定		使用目的	備考
			単 価	金 額		

- (注) 1. 記載する物品は、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えるものとする。
2. 研究を行う施設に既設されていると考えられる備品及び当然施設で整備しなければならない備品は、対象外とする。

6 支払計画

第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期

7 再委託計画

(1) 再委託業務名

(2) 再委託する理由

(3) 再委託先
名 称
住 所
(代表者)
担当研究者

(4) 再委託の内容、再委託の限度額

(5) 再委託の期間
開 始 (予定) 平成〇〇年〇〇月〇〇日
完 了 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(6) 再委託の結果報告及び取扱い
結果の報告は、報告書によるものとする。

8 研究委託費の振込口座
別添様式のとおり

預金口座報告書

1. 金融機関名		銀行 金庫		本店 支店
2. 預金種別	普通 ・ 当座			
3. 口座名義	<small>(フリガナ)</small> 口座名： 口座番号：			

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」に係る研究委託費については、上記口座へ入金をお願いします。

平成 年 月 日

所属機関名

(フリガナ)

受託者名 代表者名 印

主任研究者名

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官

内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
委託研究実施計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究について、別紙のとおり変更したいので、委託契約書第12条の規定により承認されたく申請します。

(※この様式は、委託研究実施計画を変更する場合に用いること。なお、経費の配分変更を伴う場合は、別紙2も併せて提出すること。)

別 紙

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」委託研究実施計画変更承認申請書

1. 研究内容

当初実施計画	変更後実施計画	備 考
		※特記事項 計画変更について、補足説明等が必要な場合に、その内容を記載する。

(変更理由)

研究委託費配分変更承認申請書

2. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考
				(積算)
計				

(変更理由)

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官

内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)

住 所

氏 名

印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
研究委託費配分変更承認申請書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究について、別紙のとおり変更したいので、委託契約書第12条の規定により承認されたく申請します。

(※この様式は、委託研究実施計画に変更がなく、単に経費の配分変更が生じる場合に用いること。)

別 紙

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」委託費配分変更承認申請書

1. 委託費

区 分	当初予算額	増△減	変更後予算額	備 考
				(積算)
計				

(変更理由)

番 号
年 月 日

官署支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

(受託者)
住 所
氏 名
印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
研究委託費概算払請求書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究の研究委託費について、下記のとおり概算払により支払されたく請求します。

記

区 分	国庫委託費	既受領額	今回請求額	残 高	備 考
	円	円	円	円	
計					

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
中間実績報告書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究について、下記のとおり実施したので、
委託契約書第6条の規定により、その実績を報告します。

1 収支精算

収入の部

項 目	執行額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫委託費 (※)					
計					

※ 万が一、無利息口座の開設が不可能な場合には、発生する預金利息についても記載すること。

支出の部

(主任研究者分)

項 目	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
直接経費					
物品費					
・設備備品費					
・消耗品費					
人件費・謝金					
・人件費					
・謝金					
旅費					
・旅費					

その他					
・外注費					
・印刷製本費					
・会議費					
・通信運搬費					
・光熱水料					
・その他（諸経費）					
・消費税相当額					
間接経費					
再委託費					
合計					

（分担研究者分）※分担研究者ごとに記入。

項目	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
直接経費					
物品費					
・設備備品費					
・消耗品費					
人件費・謝金					
・人件費					
・謝金					
旅費					
・旅費					
その他					
・外注費					
・印刷製本費					
・会議費					
・通信運搬費					
・光熱水料					
・その他（諸経費）					
・消費税相当額					
間接経費					
合計					

（注）1 備考欄には、積算の内訳を記載すること。

2 再委託先がある場合には、契約書の写しを添付すること。

2 物品購入実績（物品を購入した場合）

品名	規格	員数	購入実績		使用目的	備考
			単価	金額		

--	--	--	--	--	--	--

(注) 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する物品は、物品購入計画の場合と同様とする。

3 添付書類

食品安全委員会食品健康影響技術研究委託要綱(平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定)第12(研究委託費の精算)に規定する当該研究に要した経費の証拠書類の写し

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
実績報告書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究について、下記のとおり実施したので、
委託契約書第6条の規定により、その実績を報告します。

1 研究の実施内容

ア 研究の実施状況

イ 研究実施期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

ウ 担当主任研究者所属及び氏名並びに共同研究者所属及び氏名

エ 本研究を基に発表した論文等

- ・本研究を基に発表した論文と掲載された雑誌名のリスト
- ・本研究を基にした学会発表の実績
- ・特許及び特許出願の数と概要
- ・その他（各種受賞、プレスリリース、開発ソフト・データベースの構築等）

2 研究成果報告書

研究成果報告書は、食品安全委員会食品健康影響評価技術研究実施要領第4の2又は第5の1
に基づき、別途提出したところである。

3 その他

4 収支精算

収入の部

項 目	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫委託費 (※)					
計					

※ 万が一、無利息口座の開設が不可能な場合には、発生する預金利息についても記載すること。

支出の部
(主任研究者分)

項目	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
直接経費					
物品費					
・設備備品費					
・消耗品費					
人件費・謝金					
・人件費					
・謝金					
旅費					
・旅費					
その他					
・外注費					
・印刷製本費					
・会議費					
・通信運搬費					
・光熱水料					
・その他(諸経費)					
・消費税相当額					
間接経費					
再委託費					
合計					

(分担研究者分) ※分担研究者ごとに記入。

項目	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
直接経費					
物品費					
・設備備品費					
・消耗品費					
人件費・謝金					
・人件費					
・謝金					
旅費					
・旅費					
その他					
・外注費					
・印刷製本費					
・会議費					
・通信運搬費					

・光熱水料					
・その他（諸経費）					
・消費税相当額					
間接経費					
合計					

- (注) 1 備考欄には、積算の内訳を記載すること。
 2 再委託先がある場合には、契約書の写しを添付すること。

5 物品購入実績（物品を購入した場合）

品 名	規 格	員 数	購 入 実 績		使用目的	備考
			単 価	金 額		

- (注) 物品購入計画に掲げたもののほか、記載する物品は、物品購入計画の場合と同様とする。

6 添付書類

食品安全委員会食品健康影響技術研究委託要綱（平成17年5月18日食品安全委員会事務局長決定）第12（委託費の精算）に規定する当該研究に要した経費の証拠書類の写し

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け委託契約に基づく食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇
(課題番号：〇〇〇〇)」について、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月
20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の8に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙)

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成〇〇年度)

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位:千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
〇〇研究費補助金 〇〇制度		
合計		
(支出)		
経費の項目	執行額	備考(具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
2. 研究部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
3. その他の関連する事業部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
合計		

2. 間接経費の使用結果に関する報告

(被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告。(間接経費の
充当の考え方、使途、効果等)。必要に応じ参考資料を添付)

番 号
年 月 日

官署支出官
内閣府大臣官房会計課長 殿

(受託者)
住 所
氏 名 印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
研究委託費精算払請求書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究の研究委託費について、下記のとおり精算払により支払されたく請求します。

記

受 託 額	円
概 算 払 額	円
確 定 額	円
差 引 額	円

別記様式第8号（第12関係）

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
 研究委託費支出内訳書

（単位：円）

区分	当 初 委託額	変更承認額 (増△減)	軽微な 変更額 (増△減)	変更委託額	支出済額	差引残額

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」
委託研究中止（廃止）申請書

平成 年 月 日付け委託契約に係る標記委託研究について、下記のとおり中止（廃止）したいので、委託契約書第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託研究の中止（廃止）の理由
- 2 中止（廃止）しようとする以前の研究の実施状況
 - ア 研究について
 - イ 経費について

経費支出状況

(単位：円)

経費の区分	〇月〇日現在	残 額	支出予定額	中止（廃止）に伴う不用額	備 考

- 3 中止（廃止）後の措置
 - ア 研究について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

(単位：円)

経費の区分	支出予定金額	算出基礎（名称、基礎、単価、金）	備 考

別記様式第10号（第17関係）

平成 年 年度食品健康影響評価技術研究「課題名〇〇〇〇（課題番号〇〇〇〇）」
に係る購入物品明細表

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名
印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」について、下記のとおり物品を購入しましたので、通知します。

記

購入物品名	規格	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	取得年月日	保管場所	備考

注) 購入物品とは、研究を遂行するために必要な機器等で、比較的長期の反復使用に耐えるものとする。

別記様式第11号（第17関係）

平成 年度食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」
に係る購入物品の亡失（き損）報告書

番 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名
印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」について、下記のとおり購入物品を亡失（き損）しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 購入物品名
- 2 金額（税込）
- 3 取得年月日
- 4 保管場所
- 5 亡失（き損）年月日
- 6 亡失（き損）理由
- 7 備考

注) 購入物品とは、研究を遂行するために必要な機器等で、比較的長期の反復使用に耐えるものとする。

確 認 書

番 年 月 号 日

内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、分任支出負担行為担当官内閣府食品安全委員会事務局長（以下「甲」という。）に対し、下記の事項を約束する。

記

- 1 乙は、甲からの委託を受けて行う平成〇〇年度食品健康影響評価技術研究「課題名：〇〇〇〇〇（課題番号：〇〇〇〇）」に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特定特許権等を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特定特許権等を相当期間（明確な期日を希望する場合には3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特定特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該特定特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特定特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特定特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

特許権等出願通知書

番 年 月 日
年 月 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○○○○
(課題番号：○○○○○)」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第
17条の規定により通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願等に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 代理人
- 8 優先権主張

特許権等通知書

番 年 月 号
年 月 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○○○○
(課題番号：○○○○)」に係る特許権等の登録等の状況について委託契約書第17条の規定により、
下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願日
- 4 出願番号
- 5 出願人
- 6 代理人
- 7 登録日
- 8 登録番号

著作物通知書

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

平成 年 月 日付け委託契約に基づく食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○○○○
(課題番号：○○○○)」に係る著作物について委託契約書第17条の規定により、下記のとおり通知します。

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作者の氏名(名称)
- 4 著作物の内容

別記様式第16号（第20関係）

平成 年度食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」
に係る特定特許権等譲渡事前協議書

番 年 月 号
日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第18条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を譲渡する相手方
- 3 特定特許権等を譲渡する比率
- 4 特定特許権等を譲渡する理由
- 5 特定特許権等を譲渡することによる見込まれる効果
- 6 特定特許権等の譲渡予定年月日
- 7 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ① 相手先
 - ② 実施期間
 - ③ 許諾料収入

(添付書類)
譲渡契約書（案）（写）

別記様式第17号（第20関係）

平成 年度食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」
に係る特定特許権等実施許諾事前協議書

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第19条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特定特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特定特許権等を実施許諾する相手方
- 4 特定特許権等を実施許諾する理由
- 5 特定特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月日
- 7 実施契約期間
- 8 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ① 相手先
 - ② 実施期間
 - ③ 許諾料収入
- 9 特定特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承認の有無（添付書類）
 1. 実施契約書（案）（写）
 2. 実施料算定内訳書（写）
 3. 実施に係る事業計画書（写）

別記様式第18号（第20関係）

平成 年度食品健康影響評価技術研究「課題名：○○○○（課題番号：○○○○）」
に係る特定特許権等放棄事前協議書

番 年 月 号 日

分任支出負担行為担当官
内閣府食品安全委員会事務局長 殿

(受託者)
住 所
氏 名

印

この度、本委託研究に係る特定特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第20条の規定に基づき、下記の事項について事前に協議します。

記

- 1 特定特許権等の名称及び権利期間
- 2 特定特許権等を放棄する理由
- 3 特定特許権等の放棄予定年月日
- 4 特定特許権等登録年月日
- 5 特定特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ① 相手先
 - ② 実施期間
 - ③ 許諾料収入
- 6 特定特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無